

大法廷首席書記官等に関する規則の運用について

平成6年7月18日総一第183号高等裁判所長
官、地方、家庭裁判所長あて事務総長依命通達

改正 平成9年11月26日総一第322号
平成10年3月20日総一第85号
平成10年7月27日総一第227号
平成16年4月1日総一第189号
平成17年2月14日総一第000068号
平成17年7月27日総一第000690号
平成19年3月29日総一第000326号
平成20年5月30日総一第000776号
平成21年3月27日総一第000345号
平成22年1月27日総一第000022号
平成22年3月29日総一第000347号
平成23年7月29日総一第000913号
平成26年2月13日総一第168号
令和4年3月30日総一第316号

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号。以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。
記

第1 首席書記官の職務

1 指導監督

(1) 首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定により裁判所書記官及び裁判所速記官（以下「裁判所書記官等」という。）の一般執務について行う指導監督（(2)から(4)までにおいて「指導監督」という。）については、次に定めるところによる。

ア 裁判所書記官等の事務が法律、規則、規程、通達等に従い適正かつ能率的に処理されているかどうかについて査閲する。

イ 査閲に当たっては、次に掲げる事項に重点を置く。

（ア）事件に関する記録その他の書類の作成、整理及び保管に関する事項

（イ）事件に関する法令、判例等の調査の補助に関する事項

（ウ）事件に関する帳簿諸票の備付け等に関する事項

（エ）事件に関する送達及び通知に関する事項

（オ）保管金、押収物等の取扱いに関する事項

（カ）予納郵便切手及び収入印紙の取扱いに関する事項

（キ）録音反訳の利用に関する事項

（ク）事件に関する速記及びこれに関する事務に関する事項

ウ 査閲の結果その他の事由により必要があると認めるときは、裁判所書記官等の事務について下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第4条の部（同規則第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。以下単に「部」という。）の相互の間を調整し、裁判所書記官等に指示を与え、又はこれを指導する。

エ 裁判所書記官等の事務が適正かつ能率的に処理されるための諸施策を企画立案し、及び実施する。

オ 裁判所書記官等の勤怠、執務の態度及び行状に留意し、必要があると認めるときは、これに注意を与える。

- (2) 首席書記官は、指導監督に関し、必要と認める事項について、当該裁判所書記官等の属する部の裁判官に意見を述べることができる。
- (3) 首席書記官は、指導監督に関し、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官又は速記管理官に補佐させることができる。
- (4) 首席書記官の指導監督の権限は、裁判所書記官の補助者として部に配置された裁判所事務官に及ぶ。

2 訟廷事務

首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定によりつかさどる訟廷事務とは、次に掲げる事項に関する事項をいう。

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件に関する記録の受領及び送付に関する事項
- (3) 事件に関する帳簿諸票の整備に関する事項
- (4) 国選弁護人に関する事項
- (5) 押収物等の受入れ、仮出し及び処分に関する事項
- (6) 事件報告の資料の収集等に関する事項
- (7) 裁判事件票その他の裁判統計の資料の作成に関する事項
- (8) 事件に関する記録その他の書類の保存、廃棄及び独立行政法人国立公文書館への送付並びに事件に関する帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
- (9) 当事者その他の関係人の事件に関する記録その他の書類及び証拠物の閲覧及び謄写に関する事項
- (10) 当事者その他の関係人の請求による事件に関する記録その他の書類の正本、謄本、抄本等の交付に関する事項
- (11) 裁判書、控訴趣意書、上告理由書等の浄書及び謄写に関する事項
- (12) 裁判官及び裁判所書記官のてん補に関する事項
- (13) 廷吏の配置及び指導監督に関する事項
- (14) 法廷、準備手続室、審判廷、調停室等の事件のために使用する各室の管理に関する事項
- (15) 裁判事務用器具の使用の調整に関する事項
- (16) 過料の徴収に関する事項
- (17) 法廷警備等の連絡及び協議に関する事項
- (18) 録音反訳に係る庶務に関する事項
- (19) 裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者への通知、裁判員候補者に対する調査その他の裁判員及び補充裁判員の選任に関する事項
- (20) 裁判所速記官のてん補に関する事項
- (21) 裁判所速記官の事務の連絡調整に関する事項

3 支部の裁判所書記官等に対する権限

首席書記官は、当該裁判所の支部の裁判所書記官等の一般執務及び訟廷事務について指導監督することができる。

4 管内の下級裁判所の裁判所書記官等に対する権限

- (1) 首席書記官は、当該裁判所の命により、管轄区域内の下級裁判所の裁判所書記官等の一般執務及び訟廷事務について指導監督することができる。
- (2) 高等裁判所は、首席書記官が行う管轄区域内の地方裁判所の裁判所速記官の一般執務及び速記に関する訟廷事務についての指導監督に関し、当該高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の速記管理官に補佐させることができる。

第2 知的財産高等裁判所首席書記官の職務

1 指導監督

知的財産高等裁判所首席書記官が規則第3条の2第3項の規定により裁判所書記官の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

2 訟廷事務

知的財産高等裁判所首席書記官が規則第3条の2第3項の規定によりつかさ

どる訟廷事務については、第1の2に定める首席書記官の例による。

第3 次席書記官の職務

1 首席書記官の補佐

- (1) 次席書記官が規則第4条第3項及び第4項の規定により首席書記官に対して行う補佐は、首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定により行う職務のすべてに及ぶ。
- (2) 次席書記官の配置された支部においては、当該次席書記官が、(1)の補佐として、当該支部の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

2 首席書記官の職務の代行

- (1) 規則第4条第1項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、当該裁判所の民事の首席書記官若しくは刑事の首席書記官に事故のあるとき、又は民事の首席書記官若しくは刑事の首席書記官が欠けたときは、その職務を行う。
- (2) 規則第4条第1項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、当該家庭裁判所の家事の首席書記官若しくは少年の首席書記官に事故のあるとき、又は家事の首席書記官若しくは少年の首席書記官が欠けたときは、その職務を行い、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、当該家庭裁判所の首席書記官に事故のあるとき、又は首席書記官が欠けたときは、その職務を行う。

第4 総括主任書記官の職務

総括主任書記官が規則第4条の2第3項の規定により主任書記官等の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

第5 主任書記官の職務

1 指導監督

主任書記官が規則第5条第3項及び第4項の規定により裁判所書記官等の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

2 訟廷事務

規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官及び同条第5項に規定する主任書記官が同条第4項又は第5項の規定によりつかさどる訟廷事務については、第1の2に定める首席書記官の例による。

第6 主任速記官の職務

主任速記官が規則第5条の2第3項の規定により裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

第7 訟廷管理官の職務

1 指導監督

訟廷管理官が規則第6条第4項の規定によりその下に配置された裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

2 訟廷事務

訟廷管理官が規則第6条第4項の規定によりつかさどる訟廷事務とは、第1の2に掲げる事務をいう。ただし、裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては同2の(19)に掲げる事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては同(20)及び(21)に掲げる事務をそれぞれ除く。

第8 訟廷副管理官の設置等

1 訟廷副管理官の設置

- (1) 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷副管理官及び少年の訟廷副管理官又は家事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管

理官又は訟廷副管理官を置く。

- (2) 訟廷副管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷副管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷副管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- (3) 民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官並びに訟廷副管理官は、裁判所速記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の訟廷管理官若しくは刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を助ける。
- (4) 家事の訟廷副管理官及び少年の訟廷副管理官は、訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の訟廷管理官又は少年の訟廷管理官を助ける。

2 係及び係長の設置

- (1) 訟廷管理官の事務を分掌させるため、その下に、別に定めるところにより係を置く。
- (2) 各係に、係長を置く。
- (3) 係長は、当該裁判所の裁判所書記官の中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- (4) 係長は、上司の命を受けて、係の事務をつかさどる。

3 専門職の設置

- (1) 訟廷管理官の下に、別に定めるところにより専門職を置く。
- (2) 専門職は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- (3) 専門職は、上司の命を受けて、専門の事務に従事する。
- (4) 専門職には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

4 調査員の設置

- (1) 訟廷管理官の下に、別に定めるところにより調査員を置く。
- (2) 調査員は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- (3) 調査員は、上司の命を受けて、特定の調査その他の事務に従事する。

5 主任の設置

- (1) 訟廷管理官の下に、別に定めるところにより主任を置く。
- (2) 主任は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- (3) 主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

6 裁判所書記官及び裁判所事務官の配置

規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官（訟廷管理官の置かれている裁判所の支部及び簡易裁判所の上席の主任書記官を除く。）及び同条第5項に規定する主任書記官の訟廷事務を補助させるため、その下に相応な員数の裁判所書記官及び裁判所事務官を配置することができる。

第9 裁判員調整官の職務

裁判員調整官が規則第6条の2第3項の規定によりつかさどる裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務とは、第1の2の(19)に掲げる事務をいう。

第10 裁判員調整官の下に置く係の設置等

1 係及び係長の設置

- (1) 裁判員調整官の下に、別に定めるところにより係を置く。
- (2) 係に、係長を置く。
- (3) 係長は、当該地方裁判所の裁判所書記官の中から当該地方裁判所が命ずる。ただし、最高裁判所の指定する係の係長については、当該地方裁判所の裁判所書記官又は裁判所事務官の中から当該地方裁判所が命ずる。
- (4) 係長は、上司の命を受けて、係の事務をつかさどる。

2 専門職の設置

- (1) 裁判員調整官の下に、別に定めるところにより専門職を置く。
- (2) 専門職は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。
- (3) 専門職は、上司の命を受けて、専門の事務に従事する。
- (4) 専門職には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

3 調査員の設置

- (1) 裁判員調整官の下に、別に定めるところにより調査員を置く。
- (2) 調査員は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。
- (3) 調査員は、上司の命を受けて、特定の調査その他の事務に従事する。

4 主任の設置

- (1) 裁判員調整官の下に、別に定めるところにより主任を置く。
- (2) 主任は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。
- (3) 主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

第1 1 速記管理官の職務

1 指導監督

- (1) 速記管理官が規則第7条第3項の規定によりその下に配置された裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。
- (2) 速記管理官が規則第7条第3項の規定により首席書記官に対して行う補佐は、首席書記官が規則第3条第4項の規定により行う裁判所速記官の一般執務についての指導監督のすべてに及ぶ。

2 訟廷事務

速記管理官が規則第7条第3項の規定によりつかさどる速記に関する訟廷事務とは、第1の2の(20)及び(21)に掲げる事務をいう。

第1 2 速記副管理官の設置等

1 速記副管理官の設置

- (1) 最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官を置く。
- (2) 速記副管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- (3) 民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官は、裁判所速記官の一般執務についての指導監督及び速記に関する訟廷事務に関し、当該地方裁判所の民事の速記管理官又は刑事の速記管理官を助ける。

2 裁判所事務官の配置

速記管理官の速記に関する訟廷事務を補助させるため、その下に相応な員数の裁判所事務官を配置することができる。

第1 3 その他

1 首席書記官等の職務権限の調整

民事の首席書記官及び刑事の首席書記官の職務権限の調整は当該高等裁判所若しくは地方裁判所の長又は司法行政事務を掌理する当該簡易裁判所の裁判官が、家事の首席書記官及び少年の首席書記官の職務権限の調整は当該家庭裁判所の長が行う。

2 首席書記官等の意見の聴取

高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所、知的財産高等裁判所又は司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官は、次に掲げる事務を処理するについて、当該職員を監督する首席書記官（当該職員が次席書記官の配置された支部の職員である場合にあつては、当該次席書記官）、知的財産高等裁判所首席書記官、規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官又は同条第5項に規定す

る主任書記官の意見を聴くものとする。

- (1) 職員の配置
 - (2) 職員の昇格、昇給その他の身分に関する処置
 - (3) 職員の研修及び協議会の企画
- 3 上席の主任書記官の指名
規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官は、当該支部又は簡易裁判所の主任書記官の中から、高等裁判所の支部の上席の主任書記官については当該高等裁判所が、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の上席の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が指名する。

付記

1 実施

この通達は、平成6年8月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和56年4月1日付け最高裁総一第90号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」（以下「旧通達」という。）は、平成6年7月31日限り、廃止する。

3 経過措置

- (1) この通達の実施前に旧通達の定めによりされた民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官を置く地方裁判所の指定並びに民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官を置く地方裁判所の指定は、この通達記第6の1の(1)又は記第8の1の(1)の定めによりされたものとみなす。
- (2) この通達の実施の際現に旧通達の定めにより訟廷副管理官、係長、専門職、調査員、主任又は速記副管理官に任命されている者は、この通達記第6の1の(2)、2の(3)、3の(2)、4の(2)若しくは5の(2)又は記第8の1の(2)の定めにより任命されたものとみなす。
- (3) この通達の実施前に旧通達の定めによりされた規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官の指名は、この通達記第9の3の定めによりされたものとみなす。

付記（平9. 11. 26総一第322号）

この通達は、平成9年12月1日から実施する。

付記（平10. 3. 20総一第85号）

この通達は、平成10年4月1日から実施する。

付記（平10. 7. 27総一第227号）

この通達は、平成10年8月1日から実施する。

付記（平16. 4. 1総一第189号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付記（平17. 2. 14総一第000068号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付記（平17. 7. 27総一第000690号）

この通達は、平成17年8月1日から実施する。

付記（平19. 3. 29総一第000326号）

この通達は、平成19年4月1日から実施する。

付記（平20. 5. 30総一第000776号）

この通達は、平成20年8月1日から実施する。

付記（平21. 3. 27総一第000345号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付記（平22. 1. 27総一第000022号）

この通達は、平成22年2月1日から実施する。

付記（平22. 3. 29総一第000347号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

付記（平23. 7. 29総一第000913号）

この通達は、平成23年8月1日から実施する。

付記（平26. 2. 13総一第168号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。
付記（令4.3.30総一第316号）
この通達は、令和4年4月1日から実施する。